

2024年1月大雪等により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置について

2024年1月23日からの大雪等により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社では、この大雪等により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を実施させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

(1) 2024年1月24日に災害救助法が適用された地域

岐阜県： 不破郡関ヶ原町

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

滋賀県： 米原市

2. 特別措置の内容

関西電力株式会社が適用する内容と同様

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

【法人のお客さま】

丸紅新電力 営業部

TEL：03-3282-2350

(受付時間 月～金曜日：9:30～17:30 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く)

【個人のお客さま】

丸紅新電力 カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 ※日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く)

【参考リンク】

関西電力株式会社 プレスリリース

[2024年1月23日からの大雪等により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置 \(kepco.co.jp\)](#)

なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置拡大を行わせていただきます。

※災害救助法適用地域および詳細、最新情報は[内閣府のホームページ](#)にてご確認ください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。